

はかりの定期検査が実施されます 必ず受けましょう

取引や証明に使っているはかり(家庭用を除く)は、その構造や誤差が基準に適合しているかどうか厳密に検査され出荷されています。

しかし使用状況や経年によって誤差が生じてくる場合があります。2年に1度定期検査を受けることが法律で義務づけられています。



本市は今年が検査年度となっており、次のとおり定期検査を行いますので、検査対象となるはかりを使用している人は、最寄りの会場で必ず検査を受けてください。

秤量500kgを超えるはかりは、代検査を受検してください。代検査については、(社)岡山県計量協会へお問い合わせ

- ・農家が庭先取引や箱(袋)詰めして農産物を出荷(個人取引)するときに使っているもの
- ・一般運送事業者宅配便の取扱店における料金特定に使っているもの
- ・病(医)院、薬局などで使っている調剤用のもの
- ・病(医)院、保健所、市役所、学校、保育所又は福祉施設などで使用する体重計など

**任期満了に伴い行われます
土地改良区の総代選挙**

吉井川下流土地改良区総代の任期が満了することに伴い、次のとおり選挙が行われます。

▼選挙期日の告示日
6月20日(月)

▼立候補届出受付期間
6月20日(月)～21日(火)

※型式、秤量によって異なります。当日、持参してください。

▼検査場所および日時

- ・長船支所
6月27日(月) 午前10時～正午、午後1～3時
- ・牛窓支所
6月28日(火) 午前10時～正午、午後1～3時
- ・瀬戸内市役所
6月29日(水)～30日(木) 午前10時～正午、午後1～3時

■問い合わせ先
(社)岡山県計量協会
☎0866-242-3150
産業振興課
☎0869-221-3953

6月20日(月)～21日(火) 午前8時30分～午後5時

▼立候補届出受付場所
瀬戸内市選挙管理委員会(総務課内)

▼選挙期日
6月27日(月)

▼選挙区及び選挙すべき総代の定数

- ・第7区選挙区(長船地区) 8人
- ・第8区選挙区(邑久地区) 18人
- ・第9区選挙区(牛窓地区) 5人

■問い合わせ先
吉井川下流土地改良区
☎0869-667050
瀬戸内市選挙管理委員会
☎0869-221-0792



箱などで捕獲されたネオトリア

駆除することはできませんが、市の防除実施計画に基づく所定の講習を修了した人を「ネオトリア捕獲従事者」に位置づけることで、狩猟免許を所持していなくても、市が貸与する箱などを使ってネオトリアを捕獲・処分することができます。農繁期の被害予防にお役立てください。なお捕獲範囲は市内に限ります。

▼対象者
農業従事者で、自身が耕作する農地が市内にある人。(兼業可。)

▼従事者になるには
市が行う従事者講習を修了してください。

※講習は受講者が集まり次第

適宜開催します。

※受講を希望する人は、産業振興課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所にある応募用紙(市ホームページからもダウンロードできます)に必要事項をご記入の上、提出してください。

■問い合わせ先
産業振興課
☎0869-221-3934

HP http://www.city.setouchi.lg.jp/life/support09_3.html

経費の一部を補助します

LED防犯灯設置事業補助金

LEDは、蛍光灯に比べて

発光効率が良いため消費電力が低く、長寿命であるため電球交換の省力化と交換費用の削減が図れます。

市では、地球温暖化対策と犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、LED防犯灯を設置する自治会などに對し、設置に要する経費の一部を補助します。

▼対象経費
LED防犯灯の新設又は既設防犯灯の取替工事費

※資材費、既設防犯灯の撤去費を含む。

▼補助金額
設置に要した費用の3分の1以内(ただし1基につき

12,000円を限度とします。)

▼申請に必要な書類

- ・LED防犯灯設置事業補助金交付申請書
- ・設置場所の位置図
- ・設置工事の見積書の写し
- ・設置場所の写真(全体と電柱番号がわかるもの)

※設置前に申請の手続きが必要ですので、事前にご相談ください。

※20W蛍光灯の新設工事に対する補助制度は、平成22年度末をもって終了しました。

■問い合わせ先
地域安全推進室
☎0869-221-3904

**邑久地域の一部
下水道の供用区域を拡大**

5月1日から邑久地域の一部で、左図の区域のとおり公共下水道の供用を開始いたします。

対象となる区域の皆さんには、別途チラシなどでお知らせします。早期の接続をお願いします。

いします。

▼供用開始区域

- ・処理区名 邑久処理区
- ・区域名 福元の一部区域(フラワースタウン、邑久団地の一部、小物屋の一部)

■問い合わせ先
下水道工務課
☎0869-221-5151

邑久処理区



今回供用開始区域 既供用区域

6月22日は「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」

ハンセン病は、「らい菌」という極めて病原性の弱い細菌による感染症です。感染しても、発病することは極めてまれです。また、発病しても適切な治療で障害を残すことなく治ります。

しかし、ハンセン病患者を強制的に療養所に入所させるという国の誤った隔離政策のために、長い間ハンセン病は恐ろしい病気と誤解され、患者とその家族は、偏見や差別を受けてきました。

市内には長島愛生園と邑久光明園の2つの療養所があります。

入所している人は、ハンセン病は治癒していますが、既に高齢であったり、後遺症としての障害をもっていたり、いまだに社会に偏見や差別が根強く残っているなどの理由で、療養所を出て地域で生活することは難しい状況にあります。

この日を機会に私たち一人一人が、ハンセン病問題について正しく理解し、これまで長く続いてきた偏見や差別をなくしていきましょう。

■問い合わせ先
人権啓発室
☎0869-221-3922